平成２６年（フ）第１００号
香川県仲多度郡多度津町大字青木479番地２　タウン青木Ａ棟
債務者　田岡　徳子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１０３号
香川県善通寺市文京町２丁目２番31―406号　ヒューマンアカデミーハウジング１
債務者　大西　　力
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２号
青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地938
債務者　笹山　裕惠
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
山口県山口市元町１番30号　ハイツエム202号、従前の住所山口県美祢市大嶺町東分2818番地
債務者　岡田眞一郎
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４号
山口県宇部市今村南１丁目14番38号
債務者　河村　佳美
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３８６号
大分市大在北２丁目７番14―１号
債務者　磯邉　千純
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３６号
青森県八戸市下長４丁目11番15―44号　県営住宅、前住所青森県八戸市八太郎２丁目３番３号
債務者　堀野ゆかり（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５号
青森県三戸郡階上町蒼前東６丁目９番地117
債務者　佐々木春雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
宮城県東松島市小松字小松台127番地
債務者　齋藤　　昇
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１００５号
千葉県市原市姉崎2299番地２
債務者　秋山　香代（旧姓元﨑）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５１号
千葉県市原市平田727番地　坂本アパート
債務者　隅　　功
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７６号
千葉市緑区あすみが丘９丁目46番地１
債務者　伊藤　梨恵
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８３号
愛知県半田市板山町２丁目119番地の２　Ｃ棟
債務者　川合　**静**子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５０号
愛知県東海市富木島町外面89番地の２　６棟201号
債務者　宗形　　碧
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７６号
愛知県小牧市篠岡１丁目12番地２　県営篠岡第二住宅２棟105号
債務者　大井　昌之
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７７号
愛知県小牧市篠岡１丁目12番地２　県営篠岡第二住宅２棟105号
債務者　大井　容子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２４号
名古屋市中川区助光３丁目905番地　スカイプラザエイト202号
債務者　小田切　愛
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部